

平成20年11月13日法務大臣認可
日本司法支援センター

(変更) 平成21年 4月 2日法務大臣認可
(変更) 平成22年 2月26日法務大臣認可
(変更) 平成23年 3月 7日法務大臣認可
(変更) 平成25年 月 日法務大臣認可

国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 契約の締結に関する事項（第4条－第6条）
- 第3章 国選被害者参加弁護士の候補の指名通知に関する事項（第7条・第8条）
- 第4章 センターに対する届出及び報告に関する事項（第9条－第13条）
- 第5章 報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項
- 第1節 通則（第14条－第16条）
- 第2節 報酬及び費用の請求及び支払に関する事項（第17条－第25条）
- 第3節 中間払いに関する事項（第26条－第29条）
- 第4節 謄写記録の取扱いに関する事項（第30条）
- 第6章 契約解除その他この約款に定める事項に違反した場合の措置に関する事項（第31条）
- 第7章 前章に規定する場合以外の契約を継続することが相当でない場合における措置に関する事項（第32条・第33条）
- 第8章 契約の終了に関する事項（第34条・第35条）
- 第9章 その他の事項（第36条）

附則

第1章 総則

(対象となる契約)

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）は、弁護士との間で、国選被害者参加弁護士の事務の取扱いについて締結する契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められるものを締結するときは、この約款による。

(定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で、国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。
- 二 一般被害者参加弁護士契約 センターが、弁護士との間で、国選被害者参加弁護士の事務の取扱いについて締結する契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められるものをいう。
- 三 一般被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で、一般被害者参加弁護士契約を締結している弁護士をいう。
- 四 指名通知 センターが、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）第11条第1項の規定による請求（以下「選定請求」という。）又は同法第13条第2項（同法第15条第2項において準用する場合を含む。）に規定する裁判所の求め（以下「指名通知請求」という。）に応じ、被害者参加弁護士契約弁護士の中から国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知することをいう。

(通知等の到達に関する特則)

第3条 センターが、この約款の規定により一般被害者参加弁護士契約弁護士に対して行う通知を、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により行ったときは、その送信日に当該通知が到達したものとみなす。

- 2 一般被害者参加弁護士契約弁護士が、この約款の規定によりセンターに対して行う報告又は不服の申立てを、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により行ったときは、その送信日に当該報告又は当該不服の申立てがされたものとみなす。

第2章 契約の締結に関する事項

(申込手続)

第4条 センターと一般被害者参加弁護士契約を締結しようとする弁護士は、所属弁護士会に対応するセンターの地方事務所に対し、契約申込書及び所属弁護士会発行の会員登録証明書（その発行日付が提出日から1か月以内のものに限る。）を提出して申込みをしなければならない。ただし、現にセンターとの間で国選弁護人契約又は国選付添人契約を締結している弁護士は、会員登録証明書の提出を要しない。

2 前項の契約申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申込みを行う弁護士（以下「申込者」という。）の氏名、生年月日、性別及び弁護士登録番号
- 二 申込者の事務所の所在地、電話番号及びファクシミリ番号
- 三 申込者との連絡方法（通常の場合及び緊急の場合）
- 四 申込者に報酬及び費用を支払う際に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号
- 五 第5条第1項に規定する契約締結障害事由が無いこと
- 六 申込者が前項ただし書に規定する弁護士であるときは、その旨

3 センターは、申込者の申込みが前2項の規定に従っていないときは、一定の期限を定めて補正を求める。

4 センターは、申込者が前項の補正の期限を過ぎても申込みの補正に応じないときは、当該申込者と一般被害者参加弁護士契約を締結しない。

(契約締結障害事由)

第5条 センターは、申込者に次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該申込者と一般被害者参加弁護士契約を締結しない。

- 一 弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条第1項第2号に掲げる業務の停止の期間中であるとき
- 二 第31条第2項第1号に掲げる措置がとられ（当該措置に代えて第34条第4項又は第35条第2項に規定する決定がされた場合を含む。）、その契約締結拒絶期間中であるとき

2 センターが、前項各号に掲げるいずれかの事由がある申込者との間で一般被害者参加弁護士契約を締結したときは、当該一般被害者参加弁護士契約は無効とする。

(諾否の回答)

第6条 センターは、第4条第1項に規定する申込みを受けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

第3章 国選被害者参加弁護士の候補の指名通知に関する事項

(国選被害者参加弁護士の候補の指名打診に関する事項)

第7条 センターは、選定請求又は指名通知請求に応じて、個別の事件の国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、指名通知用名簿に登載された弁護士に対し、指名打診を行うものとする。

2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法(第9条第1項の規定により連絡方法の変更の届出があったときは、変更後の連絡方法)によって行うものとする。

3 第1項の指名打診を受けた弁護士は、これを承諾するよう努めなければならない。

(裁判所に対する通知に関する事項)

第8条 センターは、指名打診を受けた弁護士がこれを承諾したときは、遅滞なく、当該弁護士を国選被害者参加弁護士の候補として指名し、選定請求又は指名通知請求に係る事件が係属する裁判所にその旨を通知する。

2 センターは、前項の項定により指名通知をする弁護士が、総合法律支援法(平成16年法律第74号。以下「支援法」という。)第39条の3第2項第2号に規定する弁護士であるときは、指名通知請求をした裁判所にその旨を併せて通知する。

第4章 センターに対する届出及び報告に関する事項

(契約申込書記載事項等の変更の届出)

第9条 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、所属弁護士会を変更したときは、遅滞なく、その旨をセンターに届け出なければならない。

(選定及び活動の終了に関する報告)

第10条 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターの指名通知により国選被害者参加弁護士に選定されたときは、遅滞なく、その旨をセンターに報告しなければならない。

2 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターの指名通知により国選被害者参加弁護士に選定された事件について、当該選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、遅滞なく、その旨（選定の取消しの理由が明らかにされているときはその理由を含む。）をセンターに報告しなければならない。

（審理の結果等に関する報告）

第11条 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターの指名通知により国選被害者参加弁護士に選定された事件について、判決の宣告その他の事由によりその審級における公判手続が終了したときは、遅滞なく、その旨をセンターに報告しなければならない。

（裁判所に対する協力のために必要となる事項に関する報告）

第12条 センターは、犯罪被害者等保護法第17条第1項の規定による費用の額の算定に関し裁判所から協力を求められた場合において、必要があるときは、センターの指名通知により国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士（以下「選定一般被害者参加弁護士契約弁護士」という。）に対し、国選被害者参加弁護士に係る費用の額を算定するために必要な事項の報告を求めることができる。

2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、前項に規定する事項の報告を求められたときは、遅滞なく、当該事項をセンターに報告しなければならない。

（届出先及び報告先に関する事項）

第13条 第9条第1項に規定する届出は、契約申込書を提出した地方事務所に対して行わなければならない。

2 第9条第2項に規定する届出は、変更後の所属弁護士会に対応する地方事務所に対して行わなければならない。

3 前3条に規定する報告は、国選被害者参加弁護士に選定された事件について指名通知を行った地方事務所（地方裁判所の本庁所在地にある事務所以外の事務所が指名通知を行ったときは当該事務所。以下「指名等事務所」という。）に対して行わなければならない。

第5章 報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項

第1節 通則

(報酬及び費用の算定基準)

第14条 この約款により国選被害者参加弁護士に支給する報酬及び費用は、別紙報酬及び費用の算定基準（以下「算定基準」という。）の定めるところにより算定する。

(通訳人の依頼に関する事項)

第15条 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が選定請求をした者との打合せその他の国選被害者参加弁護士としての活動のために通訳を依頼するときの通訳料について、一定の基準を定めるものとする。

2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターが前項に基づいて定める基準に従って通訳人に通訳を依頼するよう努めなければならない。

3 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が第1項に規定する基準に従って通訳人に通訳を依頼することに協力する。

(期間の算定に関する事項)

第16条 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日は、この章に規定する期間に算入しない。

第2節 報酬及び費用の請求及び支払に関する事項

(選定一般被害者参加弁護士契約弁護士による請求に関する事項)

第17条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、選定の取消し（同一事件を含む事件の国選被害者参加弁護士への選定と近接してなされたときを除く。以下この条において同じ。）その他の事由により選定に係る事件の国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、センターに対し、報酬及び費用を請求することができる。

2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が前項の請求をするときは、選定の取消しその他の事由により選定に係る事件の国選被害者参加弁護士としての活動を終了した日から14日以内に、指名等事務所に報告書を提出してしなければならない。

- 3 前項に規定する報告書には、請求する報酬及び費用の名称、請求する費用の額及び別表第1に定める事項を記載しなければならない。
- 4 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、第2項の期間内に限り、提出に係る報告書を補正することができる。
- 5 同一の事件の複数の被害者参加人の国選被害者参加弁護士に選定された選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が報酬及び費用の請求をする場合であって、次の各号に掲げる場合は、当該請求の方法は、当該各号に定める方法によらなければならない。

一 審理が併合された状態で選定に係る事件について国選被害者参加弁護士としての活動を終了したとき 複数の被害者参加人につき、一括して第2項に規定する請求をする方法

二 審理が分離された状態で選定に係る事件について国選被害者参加弁護士としての活動を終了したとき 分離された審理の被害者参加人ごとに、第2項に規定する請求をする方法

(疎明資料の提出)

第18条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、第17条第2項に規定する報告書に別表第2に定める疎明資料を添付しなければならない。

(第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされた場合の手続)

第19条 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から、第17条第2項に定めるところにより報酬及び費用を請求されたときは、当該請求の日から7日以内に、同項の規定により提出された報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士にその額及び内訳を通知する。

2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、前項の通知を受けた日から7日以内に、センターに対し、報酬及び費用の額の算定に関する不服の申立てをすることができる。

3 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、前項の不服の申立てをするときは、指名等事務所に対し、不服の対象となる算定項目及び不服の理由を記載した書面(以下「不服申立書」という。)を提出しなければならない。

4 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から第2項の不服の申立てを受けた場合には、報酬及び費用を再度算定し、不服の申立てを受

けた日から7日以内に、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を通知する。

一 報酬及び費用の額を訂正すべき場合 訂正した額及び内訳

二 前号に掲げる場合以外の場合 第1項の通知に係る額及び内訳

5 センターは、報酬及び費用を請求した選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座（第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。）に振り込む方法により、報酬及び費用を支払う。

一 第2項の不服の申立てがなかったとき 同項の不服の申立ての期間が経過した日の属する月の翌月20日

二 第2項の不服の申立てがあったとき 前項の通知をした日の属する月の翌月20日

（第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続）

第20条 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出しないときは、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士及びその所属弁護士会に対して、同項に規定する期間内に同項に規定する報告書の提出がないことを通知する。ただし、同項に規定する期間の経過後、センターが通知するまでの間に、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から報告書の提出がされたときは、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会に対する通知を要しない。

2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、やむを得ない事由により第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出することができなかったことを理由として同項の期間の経過後に報酬及び費用を請求するときは、前項の通知を受けた日から7日以内に、指名等事務所に対し、当該事由を疎明する資料を添付した上で、報告書を提出して報酬及び費用を請求することができる。

3 前項の場合において、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が、第17条第2項の期間の経過後、第1項の通知を受けるまでの間に指名等事務所に報告書を提出していたときは、報告書の提出を要しない。

- 4 第2項の請求をした選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、同項の規定する期間内に限り、提出に係る報告書を補正することができる。
 - 5 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士がやむを得ない事由によって第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかつたと認めるときは、提出に係る報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、第2項の規定による請求の日から7日以内に、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、その額及び内訳を通知する。
 - 6 前条第2項から第5項までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。
(第20条第1項の通知後、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から同条第2項に規定する期間内に請求がない場合等の手続)
- 第21条 センターは、次の各号に掲げる場合には、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、算定基準第23条が定めるところに従って算定した報酬及び費用の額及び内訳を通知する。
- 一 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から前条第2項の請求がないまま同条第1項の通知の日から7日を経過したとき
 - 二 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から、前条第1項の通知の日から7日以内に同条第2項の請求があり、かつ、やむを得ない事由により第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求をすることができなかつたと認められないとき
- 2 センターが、前項の規定により、算定基準第23条が定めるところにより算定した報酬及び費用の額及び内訳を選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に通知したときは、当該通知を受けた選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、当該通知を受けた日から7日以内に、センターに対し、第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかつたことに関するやむを得ない事由の有無について不服の申立てをすることができる。
 - 3 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、前項の不服の申立てをするときは、指名等事務所に対し、不服の理由を記載した書面を提出しなければならない。
 - 4 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から第2項の不服の申立てを受けたときは、当該不服の申立てに係るやむを得ない事由の有無

を再度検討し、当該不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を通知する。

- 一 不服の申立てをした選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が、第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる場合 同項に規定する期間内に同項に規定する報告書が提出され、報酬及び費用の請求があつた場合における当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額及び内訳
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 第1項の通知に係る額及び内訳
- 5 前条第2項の請求がないまま同条第1項の通知の日から7日を経過した場合であつて、同項の通知を受けた弁護士会が、当該通知を受けた日から7日以内にセンターに資料を提出し、同項の通知を受けた選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が急病又は事故により第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかつたことを疎明したときは、第1項の規定にかかわらず、センターは、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、センターが調査したところに従い、算定基準により算定した報酬及び費用の額及び内訳を通知する。
- 6 第19条第2項から第5項までの規定は、第4項第1号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。
- 7 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が前条第2項の請求をした場合であつて、やむを得ない事由により第17条第2項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかつたとは認められない場合において、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が、判決の宣告によって選定に係る事件のその審級における手続が終了したことを証する書面を提出し、算定基準別表第2の番号1及び3（上訴審における選定一般被害者参加弁護士契約弁護士にあつては同基準別表第6の番号1及び3）の事由の欄に掲げる事由がいずれもないと認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより報酬及び費用を算定し、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士にその額及び内訳を通知する。
- 一 報酬 算定基準第24条第1項に規定する報酬

二 費用 提出に係る報告書に別表第1番号10に定める事項が記載され、かつ、第18条に規定する疎明資料の提出を受けたときは、算定基準第24条第2項に規定する費用

8 第1項、第4項、第5項及び第7項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、第19条第5項の規定を準用する。

(一般被害者参加弁護士契約弁護士が死亡により国選被害者参加弁護士としての活動を終了した場合の算定手続)

第22条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が、死亡により国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、第17条から前条までの規定にかかわらず、センターが調査したところに従い、算定基準により当該死亡時点までの活動について報酬及び費用の額を算定し、指定口座に振り込む方法により支払う。

(センターによる調査とこれに対する選定一般被害者参加弁護士契約弁護士の協力)

第23条 センターは、必要に応じ、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が提出した報告書の内容を確認するために、必要な調査を行うことができる。

2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターが行う調査に協力しなければならない。

(報酬及び費用に係る不服の申立てに関する原則)

第24条 この約款に特別の定めがある場合のほか、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士はセンターに対して報酬及び費用に関する不服の申立てをすることはできない。

(支援法第39条の3第2項第1号に規定する報酬及び費用の額)

第25条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士がこの約款の規定に従って報酬及び費用に関する不服の申立てをした場合には、支援法第39条の3第2項第1号の報酬及び費用の額は、不服の申立てを受けた後に最後にセンターが当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に通知した額とする。

第3節 中間払いに関する事項

(中間払いの手続等)

第26条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、国選被害者参加弁護士

- に選定されてから6か月を経過したときは、第17条第1項の規定にかかわらず、センターに対し、選定からその時点までの国選被害者参加弁護士としての活動に対する報酬及び費用の中間払いを請求することができる。
- 2 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が前項の中間払いの請求をするときは、指名等事務所に、第17条第2項に規定する報告書を提出してしなければならない。
 - 3 第18条の規定は、前項の場合について準用する。
 - 4 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から第1項の中間払いの請求がされたときは、当該請求がされた日から7日以内に、第2項の規定により提出された報告書に基づいて報酬及び費用の額を算定し、当該中間払いを請求した選定一般被害者参加弁護士契約弁護士にその額及び内訳を通知する。
 - 5 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、前項に規定する通知を受けた日から7日以内に、センターに対し、中間払いに係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てをすることができる。
 - 6 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、前項の不服の申立てをするときは、指名等事務所に対し、不服申立書を提出しなければならない。
 - 7 センターは、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を通知しなければならない。
 - 一 報酬及び費用の額を訂正すべき場合 訂正した額及び内訳
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 第4項の通知に係る額及び内訳
 - 8 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。
 - 一 第5項の不服の申立てがなかったとき 同項に規定する不服の申立ての期間が経過した日の属する月の翌月20日
 - 二 第5項の不服の申立てがあったとき 前項の通知をした日の属する月の翌月20日(中間払い後の中間払い)

第27条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、前条第1項の中間払いの請求を行った後更に6か月を経過したときは、第17条第1項の規定にかかわらず、センターに対し、その前に中間払いの請求をした以後の国選被害者参加弁護士としての活動に対する報酬及び費用の中間払いを請求することができる。

2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の請求について準用する。

3 前2項の規定は、3回目以降の中間払い請求について準用する。

(記録謄写費用及び通訳人費用の中間払い)

第28条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士は、国選被害者参加弁護士に選定された事件に関してセンターに請求することができる記録謄写費用及び通訳人費用の合計額が10万円を超えたときは、第17条第1項の規定にかかわらず、センターに対し、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いを請求することができる。

2 第26条第2項から第8項までの規定は、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いについて準用する。

3 前2項の規定は、第1項の中間払いの請求を行った後に、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件に関してセンターに請求することができる記録謄写費用及び通訳人費用の合計額が10万円を超えた場合における記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いの請求について準用する。

(中間払いがされている場合の支払等)

第29条 センターは、前3条の規定により選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に中間払いをした場合は、当該選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に支払うべき報酬及び費用の総額から既に中間払いをした額を控除した残額を支払う。

2 前項の場合において、センターが同項の選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に事件についての最後の報酬及び費用の額及び内訳を通知するときは、中間払いの時期、中間払いをした報酬及び費用の額及びその内訳を併せて通知する。

第4節 謄写記録の取扱いに関する事項

(謄写記録の取扱いに関する事項)

第30条 センターから記録謄写費用の支払を受けた被害者参加弁護士契約弁護士又は謄写記録の引継ぎを受けた被害者参加弁護士契約弁護士は、国選被害者参加弁護士に選定された事件が控訴又は上告され、上訴審において別の者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士からの求めに応じ、謄写記録を引き継ぐよう努めなければならない。被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件について、破棄差戻しの判決等があり、差戻審等において別の被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された場合も同様とする。

第6章 契約解除その他この約款に定める事項に違反した場合の措置に関する事項

(契約に違反した場合の措置に関する事項)

第31条 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、一般被害者参加弁護士契約(以下、この章において「契約」という。)に基づき国選被害者参加弁護士としての事務を取り扱うときは、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守しなければならない。

2 一般被害者参加弁護士契約弁護士が契約に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除

二 2年以下の契約に基づく国選被害者参加弁護士の候補としての指名の停止

3 センターは、一般被害者参加弁護士契約弁護士に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、契約を継続することが相当でないと認めるときは、前項第1号に掲げる措置をとることができる。

一 契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、一般被害者参加弁護士契約弁護士としての職責を著しく怠ったとき

二 契約に定める報酬又は費用の請求において虚偽の報告を行い過大な請求をしたとき

4 センターは、一般被害者参加弁護士契約弁護士に次の各号に掲げるいずれかの事由があり、一定期間、契約に基づく国選被害者参加弁護士の候補

としての指名を停止することが相当と認めるときは、第2項第2号に掲げる措置をとることができる。

一 契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が軽微でなく、一般被害者参加弁護士契約弁護士としての職責を怠ったとき

二 契約に定める義務の履行を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき

5 第2項に規定する契約上の措置は、センターから、当該措置の対象となる一般被害者参加弁護士契約弁護士に対する通知によりその効力を生ずる。

6 センターは、一般被害者参加弁護士契約弁護士に対し、第2項各号に掲げる措置をとったときは、直ちに、その旨を当該一般被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会及び関係する裁判所に通知するものとする。

7 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターが、当該一般被害者参加弁護士契約弁護士に対する契約上の措置に関して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めたときは、これに応じなければならない。

8 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターが、この約款その他センターにおいて定める規程等に基づき、当該一般被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、所要の通知を行い、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること並びに関係する裁判所に、所要の通知を行うことに協力しなければならず、異議を述べてはならない。

第7章 前章に規定する場合以外の契約を継続することが相当でない場合における措置に関する事項

(懲戒を理由とする措置)

第32条 センターは、一般被害者参加弁護士契約弁護士が、弁護士法第57条第1項第2号から第4号に掲げる業務の停止、退会命令又は除名の懲戒を受けたときは、前条第2項第1号に掲げる解除の措置をとることができる。

2 前条第5項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。

(心身の故障等を理由とする措置)

第33条 センターは、一般被害者参加弁護士契約弁護士が、心身の故障そ

の他の事由により、国選被害者参加弁護士としての職務の遂行に著しい支障があるときは、契約締結拒絶期間を伴わない一般被害者参加弁護士契約の解除の措置又は期間を定めない国選被害者参加弁護士の候補としての指名の停止の措置をとることができる。

2 第31条第5項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。

第8章 契約の終了に関する事項

(一般被害者参加弁護士契約弁護士による解約)

第34条 一般被害者参加弁護士契約弁護士は、いつでも一般被害者参加弁護士契約を解約することができる。

2 前項の解約の時点において、一般被害者参加弁護士契約弁護士が特定の事件の国選被害者参加弁護士に選定されているときは、解約の効果は当該事件に関する契約関係には及ばない。ただし、当該解約の時点以後に、センターが、第4項の決定をしたときは、この限りでない。

3 一般被害者参加弁護士契約弁護士が一般被害者参加弁護士契約を解約するときは、当該契約の申込みを行った地方事務所に対して解約申出書を提出しなければならない。

4 一般被害者参加弁護士契約弁護士が一般被害者参加弁護士契約を解約した後であっても、センターは、当該一般被害者参加弁護士について、第31条第2項第1号に掲げる措置に代えて、3年以下の契約締結拒絶期間を設ける旨の決定をすることができる。

5 一般被害者参加弁護士契約が解約されたときは、センターは、その旨を当該解約をした弁護士の所属弁護士会及び関係する裁判所に通知する。

(当然の契約終了事由)

第35条 一般被害者参加弁護士契約は、次の各号に掲げるいずれかの事由により終了する。

一 一般被害者参加弁護士契約弁護士が死亡したとき

二 一般被害者参加弁護士契約弁護士が弁護士でなくなったとき

2 前項第2号に掲げる事由による契約の終了後であっても、センターは、一般被害者参加弁護士契約弁護士について、第31条第2項第1号に掲げる措置に代えて、3年以下の契約締結拒絶期間を設ける旨の決定をすることができる。

- 3 一般被害者参加弁護士契約が終了したときは、センターは、その旨を契約が終了した弁護士の所属弁護士会及び関係する裁判所に通知する。

第9章 その他の事項

(弁護士会及び日本弁護士連合会に対する協力)

第36条 センターは、一般被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会から、正当な理由により、一般被害者参加弁護士契約弁護士に関する資料の提供を求められた場合において、これに応ずることが適当であると認めるときは、当該一般被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会に対し、第17条第2項の規定によりセンターに提出された報告書その他の当該一般被害者参加弁護士契約弁護士に関する資料の提供をすることができる。この場合において、当該一般被害者参加弁護士契約弁護士は、センターが行う資料の提供に協力しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この約款は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 国選弁護人の事務に関する契約約款別紙(報酬及び費用の算定基準)第9条第3項及び第10条第1項(これらの項の例により算定する場合を含む。)中「他の国選弁護事件及び他の国選付添事件」とあるのは、これらの規定が改正されるまでの間、「他の国選弁護事件、他の国選付添事件又は他の国選被害者参加事件」と読み替えるものとする。

附則(平成21年4月2日法務大臣認可)

(施行期日)

第1条 この約款は、平成21年5月21日から施行する。

(経過措置)

第2条 変更後のこの約款は、施行期日後に選定請求又は指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

第3条 国選付添人の事務に関する契約約款別紙(報酬及び費用の算定基準)。

以下「国選付添人算定基準」という。)第9条第2号中「同一の遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離面会等加算報酬又は第4号ウに規定する日当の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。」とあるのは、同号が改正されるまでの間、「遠距離移動が手続期日に出席するための出張を兼ねるときは、遠距離面会等加算報酬及び日当のうち最も高額のもののみを支給することとし、遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離面会等加算報酬並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬の額は、本件の遠距離面会等加算報酬、他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。」と読み替えるものとする。

第4条 国選付添人算定基準第9条第4号イ中「同一の遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件における費用の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。」とあるのは、同号イが改正されるまでの間、「遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離面会等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額は、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。」と読み替えるものとする。

第5条 国選付添人算定基準第9条第4号ウは、改正されるまでの間、「ウ 手続期日に出席するための出張（手続が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われるとき。ただし、手続が行われる場所が、最寄簡裁の主たる庁舎が所在する場所から直線距離で8キロメートル以内に所在するときを除く。）に該当するときに、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の例により算定（日当については移動のみに要した日に限る。）する。この場合において、手続期日に出席するための出張が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の①から③までに定

める額とし、手続期日に出席するための出張が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の手続期日に出席するため又は被害者参加人が参加することができる公判期日に出席するための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料は、次の④及び⑤に定める額とする。

- ① 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額 最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
- ② 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬の額 最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
- ③ 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 そのうち1つをそれぞれの事件に按分した額
- ④ 本件の旅費及び他の事件の旅費 最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
- ⑤ 本件の日当及び宿泊料並びに他の事件の日当及び宿泊料 そのうち1つをそれぞれの事件に按分した額」
と読み替えるものとする。

附則（平成22年2月26日法務大臣認可）

（施行期日）

第1条 この約款は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 変更後のこの約款は、施行期日後に選定請求又は指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

附則（平成23年3月7日法務大臣認可）

（施行期日）

第1条 この約款は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 変更後のこの約款は、施行期日後に選定請求又は指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年 月 日法務大臣認可）

（施行期日）

第1条 この約款は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 変更後のこの約款は、施行期日後に選定請求又は指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

(別紙)

報酬及び費用の算定基準

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条－第 5 条)
- 第 2 章 第一審において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準 (第 6 条－第 1 8 条)
- 第 3 章 上訴審において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準 (第 1 9 条－第 2 2 条)
- 第 4 章 国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の規定に従った報酬及び費用の請求がなかった場合における選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準 (第 2 3 条・第 2 4 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、センターが、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款に基づいて、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定に必要な事項を定める。

(複数の国選被害者参加弁護士が選定されたときの算定方法)

第 2 条 同一の事件に複数の一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、この基準に特別の定めがない限り、当該一般被害者参加弁護士契約弁護士ごとに、この基準の定めるところにより、報酬及び費用の額を算定する。

(選定の取消し等の際の算定方法)

第 3 条 選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が、選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士としての活動を終了したときは、その時点

までの活動について、この基準の定めるところにより、報酬及び費用の額を算定する。ただし、当該活動の終了が選定の取消しによるものである場合であって、当該取消し後の近接した時点において、当該取消しに係る事件を含む事件の国選被害者参加弁護士に選定されたときは、この基準の適用において、当該取消しはされなかったものとみなす。

(事件を引き継いだときの算定方法)

第4条 一般被害者参加弁護士契約弁護士が、他の弁護士が辞任し又は選定を取り消された事件の国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該選定後に当該一般被害者参加弁護士契約弁護士が出席した、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日を初回の公判期日とみなして、報酬及び費用の額を算定する。

(同一の事件に参加する1名の被害者参加人に国選被害者参加弁護士が選定されたときの算定方法及び複数の被害者参加人に1名の国選被害者参加弁護士が選定されたときの算定方法)

第5条 同一の事件に参加する1名の被害者参加人に国選被害者参加弁護士が選定されたときは、公訴事実の数及び審理の分離の有無にかかわらず、1つの事件として報酬及び費用を算定する。

2 同一の事件の複数の被害者参加人に1名の一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次のとおり算定する。

基礎報酬 × { 1 + (被害者参加人の数 - 1) × 0.5 }

第2章 第一審において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第6条 犯罪被害者等保護法第13条第1項の規定に基づき、第一審において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士(以下「第一審被害者参加弁護士」という。)に対して、次の報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

① 基礎報酬

② 公判加算報酬

(1) 実質公判期日加算報酬

(2) 判決宣告期日等加算報酬

(3) 公判前整理手続等対応加算報酬

(4) 評議対応加算報酬

③ 審理対応特別加算報酬

イ 遠距離打合せ・協議等加算報酬

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料

ウ 公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料

エ 通訳人費用

オ 訴訟準備費用

(基礎報酬)

第7条 第一審被害者参加弁護士に支給する基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 次号の事件以外の事件の国選被害者参加弁護士に選定されたとき 10万3000円

二 裁判員裁判事件の国選被害者参加弁護士に選定されたとき 23万円

2 第一審被害者参加弁護士が、選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前に、選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士の活動を終了したとき又は第一審被害者参加弁護士の選定以後に実質公判期日がないときは、基礎報酬の額は、算定基準別表第1の活動内容の欄に掲げる区分に従い、当該別表に定める額とする。

3 第一審被害者参加弁護士に、算定基準別表第2の事由の欄に掲げるいずれかの事由があるときは、第1項の規定にかかわらず、基礎報酬の額は、当該別表の事由の欄に掲げる区分に従い、当該別表に定める額とする。

(実質公判期日加算報酬)

第8条 第一審被害者参加弁護士が実質公判期日に出席し、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、実質公判期日加算報酬を支給する。

2 前項の実質公判期日加算報酬の額は、第一審被害者参加弁護士が出席した実質公判期日について、開廷日ごとに、算定基準別表第3の時間区分に応じて、当該別表に定める額とする。

3 第一審被害者参加弁護士が被害者参加人から刑事訴訟法第316条の35から第316条の38に規定する行為のうち全部又は一部を委託されなかったときは、第2項の規定にかかわらず、実質公判期日加算報酬の額は、国選被害者参加弁護士が被害者参加人から委託されなかった行為の数について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

- 一 1つ 第2項に規定する額の95%の額
- 二 2つ 第2項に規定する額の90%の額
- 三 3つ 第2項に規定する額の85%の額
- 四 4つ 第2項に規定する額の80%の額

(判決宣告期日等加算報酬)

第9条 第一審被害者参加弁護士が、判決宣告期日等に出席し、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、判決宣告期日等加算報酬を支給する。

2 前項に規定する判決宣告期日等加算報酬の額は、次のとおり算定した額とする。

出席した期日の回数（同一日における出席は1回と算定する。）×3000円

(公判前整理手続等対応加算報酬)

第10条 公判前整理手続等に付された事件について、第一審被害者参加弁護士が、検察官と公判前整理手続等に関する打合せ・協議等をし、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、公判前整理手続等対応加算報酬を支給する。ただし、選定後の最初の公判前整理手続等期日に関する打合せ・協議等については、この限りでない。

2 前項に規定する公判前整理手続等対応加算報酬の額は、次のとおり算定した額とする。

打合せ・協議等の回数（1回の公判前整理手続等の期日に関して複数回の打合せ・協議等をした場合は、打合せ・協議等の回数は1回と算定する。）×4000円

（評議対応加算報酬）

第11条 裁判員裁判事件の第一審被害者参加弁護士が出席した公判期日において、検察官が評議の間在廷を命ぜられ、第一審被害者参加弁護士が検察官とともに在廷し、当該在廷の時間が1時間30分以上である場合で、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に3000円の評議対応加算報酬を支給する。

（審理対応特別加算報酬）

第12条 被害者参加人に係る1つの事件に複数の被告人がおり、そのうちの一部の被告人に係る審理における第一審被害者参加弁護士が、先に他の被告人に係る審理において第一審被害者参加弁護士を務めていた場合であって、当該一部の被告人に対する公訴の提起が、当該第一審被害者参加弁護士が先に第一審被害者参加弁護士を務めた審理（以下この条において「担当先行審理」という。）のうち直近に行われたものの控訴提起期間満了日の後の日（上訴の放棄又は控訴提起期間内における控訴取下げにより第一審判決が確定した場合は、当該第一審判決確定日以降の日）になされ、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に審理対応特別加算報酬を支給する。

2 前項の審理対応特別加算報酬の額は、担当先行審理の数に応じて、算定基準別表4の「事件の種類及び報酬額」の欄の区分ごとに定める額とする。

（遠距離打合せ・協議等加算報酬）

第13条 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人との打合せ・協議等、記録の閲覧又は謄写、検察官との打合せ・協議等、事件現場の確認、目撃者その他関係者からの事情聴取その他の活動のために、第一審被害者参加弁護士の事務所の所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所と移動の目的地との直線距離が片道25キロメートル以上である移動又は当該直線距離が片道25キロメートル未満であって、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から目的

地まで最も経済的な通常の経路及び方法によって移動した場合の移動距離が片道50キロメートル以上である移動(以下「遠距離移動」という。)をした場合において、当該遠距離移動が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、第一審被害者参加弁護士に遠距離打合せ・協議等加算報酬を支給する。ただし、遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張(手続が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われ、当該手続が行われる場所が最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートルを超える場合におけるその場所への移動をいう。以下同じ。)を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等加算報酬は支給しない。

- 2 前項に規定する遠距離打合せ・協議等加算報酬の額は、1回の移動につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
 - 一 移動の直線距離が片道25キロメートル以上50キロメートル未満のとき又は移動の直線距離が片道25キロメートル未満であって、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道50キロメートル以上100キロメートル未満となる時 4000円
 - 二 移動の直線距離が片道50キロメートル以上のとき又は移動の直線距離が片道50キロメートル未満であって、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道100キロメートル以上となる時 8000円
- 3 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件に関する遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離打合せ・協議等加算報酬並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬の額は、これらのうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。
- 4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねる場合であって、当該遠距離移動に対して、他の事件に関して日当が支給されるときは、本件の遠距離打合せ・協議等加算報酬及び他の事件の日当の額は、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。

(記録謄写費用)

- 第14条 第一審被害者参加弁護士が謄写した記録の枚数が200枚を超える場合であって、当該謄写が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、記録謄写費用を支給する。
- 2 前項の記録謄写費用の額は、謄写枚数が200枚を超える部分について、謄写枚数1枚につき20円(第一審被害者参加弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額)とする。
 - 3 第一審被害者参加弁護士が、カラー印刷されている記録をカラーで謄写(以下この条において「カラー謄写」という。)したときは、カラーの謄写の枚数1枚につきカラー謄写以外の謄写の枚数2枚として換算する。
 - 4 第一審被害者参加弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件が次の各号に掲げる事件であって、当該第一審被害者参加弁護士が当該事件の記録を謄写し、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該第一審被害者参加弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数1枚につき、40円(カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円)又は当該第一審被害者参加弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とする。
 - 一 否認事件(一部否認事件を含む。)
 - 二 法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件
 - 三 公判前整理手続等に付された事件
 - 四 記録の丁数が2000を超える事件
 - 5 同一の事件に複数の国選被害者参加弁護士が選定されている場合であっても、当該事件の記録については、重ねて記録謄写費用は支給しない。
 - 6 第4項各号に掲げる事件について、同一の事件に複数の国選被害者参加弁護士が選定され、謄写記録の複製を作成した場合であって、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、第1項、第2項、第4項及び前項の規定にかかわらず、複製枚数1枚につき10円の記録謄写費用を支給する。
 - 7 紙以外の媒体による複製以外に複製の方法がない記録を複製した場合であって、当該複製が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認

められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士が当該記録の複製のために現に支払った額の記録謄写費用を支給する。

- 8 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前に選定を取り消されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該第一審被害者参加弁護士に、謄写枚数の全部について、謄写枚数1枚につき20円（当該第一審被害者参加弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。

（遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料）

第15条 第一審被害者参加弁護士が、遠距離移動（記録謄写のための移動については、履行補助者を用いてする場合を含む。）をした場合であって、当該遠距離移動が国選被害者参加弁護士としての活動上必要であると認められ、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、遠距離打合せ・協議等交通費を支給する。ただし、遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等交通費と当該公判期日への出席のための旅費のうち最も高額なもののみを支給する。

- 2 前項に規定する遠距離打合せ・協議等交通費の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 遠距離移動が、遠距離移動の目的地までの交通手段の実情その他の事情を考慮した上で、通常の間路及び方法によるものと認められ、第一審被害者参加弁護士が現に支払った交通費の額が、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）第2条第1項に規定する方法により算定される額を超えると認められるとき 当該第一審被害者参加弁護士が現に支払った交通費の額

二 第一審被害者参加弁護士が自家用車で遠距離移動をした場合で、前号に掲げる事情を考慮した上で、自家用車の使用が通常の方法と認められるとき 遠距離移動のための通常の間路を基準として、センターが定めるところにより、当該遠距離移動のために必要なものとして算定する額

- 三 遠距離移動が前2号に掲げる遠距離移動以外のものであるとき 最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則第2条第1項に規定する方法により算定される額
- 3 第一審被害者参加弁護士が、遠距離移動の目的（記録謄写を目的とするものについては、履行補助者を用いた場合を含む。）のために宿泊を要し、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2条第4号の当事者等の宿泊料の例により算定した額の遠距離打合せ・協議等宿泊料を支給する。ただし、当該宿泊が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための宿泊を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等宿泊料は支給しない。
- 4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件又は国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
- 一 本件の遠距離打合せ・協議等交通費及び他の事件の旅費 本件の遠距離打合せ・協議等交通費及び他の事件の旅費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額
- 二 本件の遠距離打合せ・協議等宿泊料及び他の事件の宿泊料 本件の遠距離打合せ・協議等宿泊料及び他の事件の宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額
- 5 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件に関する遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離打合せ・協議等交通費、他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額並びに本件の遠距離打合せ・協議等宿泊料、他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
- 一 本件の遠距離打合せ・協議等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の遠距離打合せ・協議等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距

離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額

- 二 本件の遠距離打合せ・協議等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の遠距離打合せ・協議等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

(公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料)

- 第16条 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる公判期日に出席するための出張をした場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に旅費を支給する。
- 2 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる公判期日に出席するための出張をし、出張の目的地への移動のみに要した日がある場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に日当を支給する。
- 3 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人が出席することができる公判期日に出席するための出張をし、そのために宿泊を要した場合であって、当該第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該第一審被害者参加弁護士に宿泊料を支給する。
- 4 第1項の旅費及び第3項の宿泊料の額の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 第2項の日当の額の算定については、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の日当の例による。
- 6 被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
- 一 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通

費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の中で最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

二 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬の中で最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

三 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

7 被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張が他の国選弁護事件の手續期日等への出頭、国選付添事件又は国選被害者参加事件の手續期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の旅費及び他の事件の旅費 旅費の中で最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

二 本件の日当及び宿泊料並びに他の事件の日当及び宿泊料 そのうち1つをそれぞれの事件に按分した額

(通訳人費用)

第17条 第一審被害者参加弁護士が、被害者参加人との打合せ・協議等その他法廷外における国選被害者参加弁護士としての活動に通訳人を利用し、当該通訳人の利用が国選被害者参加弁護士の活動上必要であると認められる場合であって、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、通訳人費用を支給する。

2 前項に規定する通訳人費用の額は、第一審被害者参加弁護士が現に通訳人に支払った額又は通訳人から請求されている額とする。

(訴訟準備費用)

第18条 第一審被害者参加弁護士が、診断書の作成料、弁護士法第23条

の2に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料又は判決書謄本の交付手数料を支出し、当該支出が国選被害者参加弁護士の活動上必要であると認められる場合であって、第一審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、総額3万円を限度として、第一審被害者参加弁護士が現に支払った手数料等の額を支給する。

第3章 上訴審において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第19条 犯罪被害者等保護法第13条第1項の規定に基づき、上訴審の事件において国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士（以下「上訴審被害者参加弁護士」という。）に対して、次の報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 公判加算報酬
 - (1) 実質公判期日加算報酬
 - (2) 判決宣告期日等加算報酬
 - (3) 期日間整理手続対応加算報酬
- ③ 審理対応特別加算報酬

イ 遠距離打合せ・協議等加算報酬

二 費用

- ア 記録謄写費用
- イ 遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料
- ウ 公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料
- エ 通訳人費用
- オ 訴訟準備費用

(基礎報酬)

第20条 上訴審被害者参加弁護士に支給する基礎報酬の額は、次の各号に

掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

- 一 控訴審 6万円
 - 二 上告審 5万円
- 2 原審の記録の丁数が1000を超える場合で、上訴審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、基礎報酬の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
- 一 原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき 前項各号に規定する額の150%の額
 - 二 原審の記録の丁数が5000を超え1万以下のとき 前項各号に規定する額の200%の額
 - 三 原審の記録の丁数が1万を超えるとき 前項各号に規定する額の300%の額
- 3 上訴審被害者参加弁護士が、選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前に、上訴の取下げ、選定の取消しその他の事由により国選被害者参加弁護士の活動を終了したとき又は控訴審において選定された上訴審被害者参加弁護士の選定以後の実質公判期日がないときは、基礎報酬の額は、算定基準別表第5の原審の記録の丁数の欄及び活動内容の欄に掲げる区分に従い、当該別表に定める額とする。
- 4 上訴審被害者参加弁護士に、算定基準別表第6の事由の欄に掲げるいずれかの事由があるときは、基礎報酬の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該別表の事由の欄に掲げる区分に従い、当該別表に定める額とする。

(審理対応特別加算報酬)

第21条被害者参加人に係る1つの事件に複数の被告人がおり、そのうちの一部の被告人に係る審理における上訴審被害者参加弁護士が、先に他の被告人に係る審理において上訴審被害者参加弁護士を務めていた場合であつて、次の各号に掲げる担当先行審理(当該上訴審被害者参加弁護士が先に上訴審被害者参加弁護士を務めた審理をいう。以下この条において同じ。)の種類に応じて、当該一部の被告人に対する控訴又は上告若しくは上告受理の申立てが、当該各号に定める日以降になされ、当該上訴審被害者参加弁護士からその旨申出があるときは、当該上訴審被害者参加弁護士に審理対応特別加算報酬を支給する。

- 一 控訴審 担当先行審理のうち直近に行われたものの上告提起期間満了日の後の日（上訴の放棄又は上告提起期間内における上告取下げにより控訴審判決が確定した場合は、当該控訴審判決確定日）
 - 二 上告審 担当先行審理のうち直近に行われたものの上告審判決確定日
- 2 前項の審理対応特別加算報酬の額は、担当先行審理の数に応じて、算定基準別表第7の「報酬額」の欄の区分ごとに定める額とする。

（準用規定）

第22条 前章の規定は、この章に特別の定めがあるものを除いて、上訴審被害者参加弁護士報酬及び費用の額の算定について準用する。この場合において、算定基準第14条第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の」と読み替えるものとする。

第4章 国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の規定に従った報酬及び費用の請求がなかった場合における選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（この約款に定めるところに従った請求がされなかった場合等の算定）

第23条 本則第21条第1項に規定する報酬及び費用の算定については、選定一般被害者参加弁護士契約弁護士に支給する報酬は、次の各号に定める基礎報酬のみとし、費用は支給しない。

- 一 第一審被害者参加弁護士の基礎報酬 算定基準第7条第1項に規定する額の50%の額
 - 二 上訴審被害者参加弁護士の基礎報酬 算定基準第20条第1項に規定する額の50%の額
- 2 前項各号に定める算定をする場合において、選定に係る事件の手続が終了する前に選定を取り消された選定一般被害者参加弁護士に対しては、前項の規定にかかわらず、報酬及び費用は支給しない。

（前条に規定する算定基準の特則）

第24条 本則第21条第7項に規定する報酬については、第一審被害者参

加弁護士にあっては算定基準第7条第1項に規定する額の基礎報酬のみとし、上訴審被害者参加弁護士にあっては算定基準第20条第1項に規定する額の基礎報酬のみとする。

- 2 本則第21条第7項に規定する費用については、算定基準第17条第1項に規定する通訳人費用のみとする。

以上